

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
21	ひとり親家庭等医療費支給に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

呉市は、ひとり親家庭等医療費支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

呉市長

公表日

令和3年9月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	ひとり親家庭等医療費支給に関する事務
②事務の概要	ひとり親家庭の父又は母及び児童に対し、医療費の一部を支給することにより、その保健の向上と生活の安定を図ることを目的とし、ひとり親家庭等に対し医療費の一部を助成する。 次の事務において特定個人情報を取り扱う。 ・受給資格の認定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 ・受給資格者の住所等の変更に係る届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 ・受給者証の更新の申請の受理、その更新に係る事実についての審査又はその更新結果に対する応答に関する事務 ・受給者証の再交付に係る申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
③システムの名称	ひとり親家庭等医療システム、団体内統合利用番号連携サーバ、住民基本台帳ネットワークシステム
2. 特定個人情報ファイル名	
ひとり親家庭等医療受給者ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	○行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) ・第9条第2項 ○呉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例 ・第4条第1項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報照会】 ○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) ・第19条第9号 ○呉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例 ・第4条第2項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉保健部子育て支援課
②所属長の役職名	子育て支援課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	呉市 福祉保健部 子育て支援課 支援グループ 〒737-8501 呉市中央4丁目1番6号 TEL 0823-25-3173
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	呉市 福祉保健部 子育て支援課 支援グループ 〒737-8501 呉市中央4丁目1番6号 TEL 0823-25-3173

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成31年2月8日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成31年2月8日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [<input type="radio"/>]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [<input type="radio"/>]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報 を扱う事務 ②事務の概要	ひとり親家庭の父又は母及び児童に対し、医療費の一部を支給することにより、その保健の向上と生活の安定を図ることを目的とし、ひとり親家庭等に対し医療費の一部を助成する。	ひとり親家庭の父又は母及び児童に対し、医療費の一部を支給することにより、その保健の向上と生活の安定を図ることを目的とし、ひとり親家庭等に対し医療費の一部を助成する。 次の事務において特定個人情報を取り扱う。 ・受給資格の認定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 ・受給資格者の住所等の変更に係る届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 ・受給者証の更新の申請の受理、その更新に係る事実についての審査又はその更新結果に対する応答に関する事務 ・受給者証の再交付に係る申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務	事前	事務手続を追加
平成29年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関 における担当部署 ②所属 長	子育て支援課長 竹之内 健	子育て支援課長 是貞 聡志	事後	人事異動
平成31年2月22日	I 関連情報 1. 特定個人情報 を扱う事務 ③システムの 名称	ひとり親家庭等医療システム、団体内統合利用 番号連携サーバ	ひとり親家庭等医療システム、団体内統合利用 番号連携サーバ、住民基本台帳ネットワークシステム	事後	利用システムの追加
平成31年2月22日	I 関連情報 5. 評価実施機関 における担当部署 ②所属 長の役職名	子育て支援課長 是貞 聡志	子育て支援課長	事後	項目変更
平成31年2月22日	II しきい値判断項目 1 対象人数 2 取扱者数 いつ時点の計数か	平成28年9月1日時点	平成31年2月8日時点	事後	
平成31年2月22日	IVリスク対策		(項目追加)	事後	
令和3年9月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	第19条第8号	第19条第9号	事後	番号利用法の改正